

公調委令和5年（セ）第3号、同（ゲ）第3号 品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

決 定

（当事者省略）

主 文

申請人の本件裁定申請をいずれも却下する。

理 由

## 第1 当事者が求めた裁定

### 1 申請人

#### (1) 責任裁定（公調委令和5年（セ）第3号）

被申請人は、申請人に対し、202万8450円を支払え。

#### (2) 原因裁定（公調委令和5年（ゲ）第3号）

申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、動悸<sup>き</sup>、抑うつ、不安、集中力の低下、睡眠障害等の健康被害は、被申請人が申請人の自宅の隣地において行ったアパートの解体工事及び建設工事から発生させた振動と騒音を原因とするものである。

### 2 被申請人

#### (1) 本案前の答弁

主文同旨

#### (2) 本案の答弁

本件裁定申請をいずれも棄却する。

## 第2 事案の概要

### 1 本件裁定申請の要旨

本件は、申請人が、申請人の自宅の隣地において被申請人が行ったアパートの解体工事及び建設工事から発生した振動と騒音により、申請人に頭痛、吐き気、めまい、動悸、抑うつ、不安、集中力の低下、睡眠障害等の健康被害が生

じたと主張して、被申請人に対し、損害賠償金202万8450円の支払を求める責任裁定の申請をするとともに、上記各工事と上記健康被害との間の因果関係を認めることを求める原因裁定の申請をした事案である。

## 2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いが無い、掲記の証拠及び手続の全趣旨により容易に認められる。

(1) 申請人は、平成25年10月頃から、肩書住所地に夫と子と共に居住している（甲8の1）。

(2) 被申請人は、建築工事の請負及び施工などを目的とする株式会社である。

被申請人は、令和4年11月28日から令和5年7月31日までの間、申請人の自宅の隣地である東京都品川区〇〇所在の地積244.89㎡の土地（乙5の1。以下「本件工事現場」という。）において、既存建物の解体工事（以下「本件解体工事」という。）及び建物の新築工事（以下「本件新築工事」といい、本件解体工事と併せて「本件工事」という。）を行った（乙2、3）。

## 3 当事者の主張

（申請人の主張）

(1) 本件工事では、重機が用いられ、申請人が所有する騒音計で計測したところ、音量は90dBであった。本件工事の作業は、おおむね月曜日から日曜日まで、午前7時前後から午後8時頃までの間に約11時間行われていた。

(2) 申請人は、令和4年12月頃から頭痛に悩まされるようになり、令和5年2月頃には、頭痛、めまい、動悸に加え、気絶することもあり、毎日悩むようになった。本件工事からの騒音が収まればと思い、品川区役所環境課に文書を送ったが解決することはなかった。同年5月頃、警察に相談し、通報があればいつでも駆け付ける、病院に行ったほうがよいと言われ、医療機関を受診し、その後は、睡眠薬などを服用している。朝は起きるのがつらく、毎日の子どもの弁当作りなどに支障がある。午後はほとんど動けない状態であ

り、夕食等にも支障がある。

(3) 損害額 合計 202万8450円

ア 治療費 1万6740円

イ 薬代 8590円

ウ 通院交通費 3120円 (= 390円 × 2 (往復) × 4日)

エ 慰謝料 200万円

(被申請人の主張)

(1) 本案前の主張

本件解体工事は、古い木造住宅の解体であるため、鉄筋コンクリート造や鉄骨造の建物の解体と比較すると大きな音は生じない。本件新築工事は、一般的な住宅の建築であって、ビル等の大規模建築ではなく、特別大きな音が生じる部類の工事ではない。そのため、本件工事からの騒音は、相隣関係的な問題にとどまるものであり、地域的な広がりはない。申請人は警察に相談したというが、その相談案件は必要があれば弁護士に相談するように伝えて対応が終了しているのもであって、このことからしても、本件工事が、行政として対応すべき事態に至っていなかったことは明らかである。また、本件工事の騒音等に関して、他の近隣住民からクレームはなかった。したがって、本件工事から生じた騒音や振動は、相当範囲にわたるものではなく、裁定申請の対象となる「公害」に該当しない。

(2) 本案の主張

被申請人においては、本件工事のような低層建築物・小規模建築物の場合は、特別大きな騒音や振動が生じるものではないから、騒音や振動の測定を行っていない。申請人による騒音の測定結果は、計測の正確性など不明な点が多いが、いずれにしても本件工事の騒音の大きさが基準を超過していたことを証するものではない。本件工事はごく一般的な方法で行われており、工事方法や施工体制に法令違反等はなかった。なお、本件工事は、工事を行う

ための準備や後片づけを前後の30分ないし1時間程度で行うことはあったものの、基本的には月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時まで（休憩時間は2時間程度）に実施していた。

また、一般的に、新築工事よりも解体工事のほうが大きな音が生じやすい。本件解体工事は、令和4年11月28日から同年12月27日までに行われたところ、申請人は、この頃においては特に工事を気に留めていなかったようである。また、医療機関を受診したのも令和5年5月ということである。これらに鑑みると、本件工事から発生した振動や騒音と申請人の健康被害との間に因果関係があるとはいえない。

### 第3 当裁定委員会の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実並びに本件記録及び手続の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、この認定を覆すに足りる的確な証拠はない（なお、掲記の証拠番号は、公調委令和5年（七）第3号のものである。）。

##### (1) 工事に関する事情

ア 被申請人は、本件工事現場において、令和4年11月28日から同年12月27日まで、本件解体工事を行った（乙2、3）。本件解体工事の対象建物は、木造2階建の居宅（床面積は1階81.82㎡、2階40.50㎡）及び木造2階建の共同住宅（床面積は1階29.30㎡、2階28.47㎡）であった（乙5の2、3）。

イ 本件新築工事の対象建物は、令和5年7月12日に新築されたものであり、軽量鉄骨造2階建の共同住宅・居宅（1K5戸、1DK3戸の計8戸。床面積は1階144.18㎡、2階144.15㎡）である（乙5の4）。

ウ 本件新築工事の工程は、以下のとおりであった（乙2、3）。

（ア）基礎工事：令和5年1月30日～同年2月21日

（イ）先行外構工事（境界ブロック工事）：同年2月25日～同年3月3日

- (ウ) 外装組立工事：同年3月15日～同年5月17日
- (エ) 内装工事（下地・仕上げ）：同年4月24日～同年7月21日
- (オ) 道路工事（ガス管工事）：同年6月28日
- (カ) 外構工事：同年6月30日～同年7月26日
- (キ) 手直し工事：同年7月24日～同年7月31日

エ 本件工事は、次の各作業が都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）別表第9に掲げる指定建設作業に該当するものであった。なお、騒音規制法（昭和43年法律第98号）2条3項、振動規制法（昭和51年法律第64号）2条3項に定める特定建設作業に該当する作業はなかった。

(ア) 本件解体工事の全て

(イ) 本件新築工事のうち、次の各作業

- a 基礎工事のうち、掘削機（定格出力20.0kWのミニバックホー。乙6の1の1、2）を使用して地面を掘削する作業、締固め機械（乙6の2）を使用して地面を締め固める作業及びコンクリートミキサー車（乙6の3）を使用してコンクリートを搬入する作業
- b 外装組立工事のうち、インパクトレンチ（乙6の4）を使用してボルトを締める作業
- c 道路工事のうち、コンクリートカッター（乙6の5）を使用して道路（アスファルト）を切断する作業及び締固め機械（乙6の6）を使用して地面を締め固める作業
- d 外構工事のうち、掘削機（定格出力8.8kWのミニバックホー。乙6の7の1、2）を使用して地面を掘削する作業、締固め機械（乙6の8）を使用して地面を締め固める作業及びコンクリートカッターを使用してコンクリートブロックを切断する作業

(2) 申請人に関する事情等

ア 申請人が令和5年2月ないし3月頃に東京都品川区都市環境部環境課指導調査係宛てにファクス送信したのものとして提出する各文書（甲4、8の5、6）は、次の記載を含むものである。

(ア)「3/25 AM8:00」、「品川区□□ a跡地の工事 作業員が致着」、「プライバシーの侵害です。どうにかありませんか毎朝落ち着きません。防音パネル薄すぎて意味ないです。(布)」、「騒音計80以上で計測中」、「MAX90」

(イ)「品川区□□ 跡地の工事 工事」、「騒音計50以上 MAX90の上防音無く窓から中が(うすいねっとのみ)見えるしまつ 窓から距離もはなれていなく窓のカーテンを開ける事も出来ません。手で届きそうなしまつです。プライバシーもなく騒音によりどうにかなりそうです。」

イ 申請人は、令和5年5月12日、警察署の生活安全相談係を訪れ、同年3月から始まった隣家の建築工事の騒音に悩まされていることを相談した。その結果、申請人は、担当者から、騒音がひどいときは通報も検討してほしいが、警察が工事をやめさせることはできないので、騒音について相手を訴えるのであれば弁護士に相談すること、カウンセリング等を受けてみることを教示された。なお、この相談案件は、同日、結了として処理された。(甲8の1～4)

ウ 申請人は、令和5年5月13日、医療機関において医師の診察を受け、今後、心理的負担により悪化することが予想されるため、内服加療、自宅療養を要すると診断された。その後、申請人は、投薬治療などを受けていた。(甲5、6、7、10。枝番を含む。)

エ 申請人は、本件工事終了後の令和5年8月21日、被申請人のお客様相談室に、匿名で、本件新築工事のうち内装工事が現在も続けられており、夜間にも作業が行われ、人の声が聞こえる旨、被申請人の担当支店が事実を隠している旨を記載した電子メールを送信した(乙4、手続の全趣旨)。

(3) 本件に関連する指定建設作業に関する基準等

ア 指定建設作業に伴い発生する騒音及び振動については、条例125条1項、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）61条1項、別表第14により、概要以下の勧告基準が定められている。

イ 騒音の音量に関する勧告基準

(ア) 指定建設作業の場所の敷地の境界線において、次のaからfまでは80dB、gは85dB

- a インパクトレンチを使用する作業
- b コンクリートカッターを使用する作業
- c ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業
- d 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業
- e コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業
- f 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上作業
- g 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業

(イ) 騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの値は、騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。

ウ 振動の大きさに関する勧告基準

(ア) 指定建設作業の場所の敷地の境界線において、次のa及びbは70dB、cは75dB

- a ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業

- b 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業
- c 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業

(イ) 振動の測定方法は、日本産業規格 Z 8 7 3 5 に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの値は、測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔・1 0 0 個またはこれに準ずる間隔・個数の測定値の 8 0 % レンジの上端の数値とする。

エ 指定建設作業に係る作業時間等

- (ア) 作業時間：午前 7 時から午後 7 時まで
- (イ) 1 日の延べ作業時間：1 0 時間以内
- (ウ) 作業日：日曜日その他の休日を除く日

(4) 審理の経過等

申請人は、令和 5 年 6 月 2 6 日、本件裁定申請をし、同年 7 月 2 0 日、各裁定申請書の訂正申立書を提出したところ、本件工事から発生した騒音の大きさに関しては自らが行った測定結果等の証拠を提出したものの、本件工事から発生した振動の大きさに関しては何ら証拠を提出しなかった。被申請人は、同年 9 月 7 日、答弁書を提出し、本件裁定申請が公害を対象とするものではなく却下されるべきである旨や申請人の健康被害と本件工事から発生した騒音との間の因果関係が認められない旨、本件工事には違法事由がない旨などの主張内容を明らかにした。

当裁定委員会は、申請人に対し、同年 1 0 月 1 0 日付けの文書により、同年 1 1 月 6 日までに、①振動被害の証拠、②騒音測定に用いた騒音計の型番や製造者名、性能を示す資料、③被申請人の主張に対する反論を提出するよう指示した。これに対し、申請人は、②については一定の証拠を提出したものの、現時点に至るまで、①については証拠を提出しておらず、③について



は被申請人が提出した証拠について意見を述べるにとどまっている。

## 2 本件申請の適法性について

- (1) 公害等調整委員会の裁定制度を利用するためには、「公害に係る被害」についての紛争であることが前提となる（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）42条の12第1項、同条の27第1項）。そして、法2条は、「この法律において『公害』とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。」と定め、環境基本法2条3項は、「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる（中略）騒音、振動（中略）によって、人の健康又は生活環境（中略）に係る被害が生ずることをいう。」と定める。そこで、本件裁定申請が、上記の要件を満たすか否かについて検討する。

### (2) 検討

ア 前記認定事実に加え、本件全証拠によると、本件工事は、通常規模の木造住宅の解体及び新築工事であり、特定建設作業に該当する作業はなく、また、条例及び規則に定められた勧告基準を意識して工事が実施されており、用いられた重機も比較的小型のものであって、申請人からの行政機関に対する苦情相談等にもかかわらず、被申請人に対して指導等があったことも、本件工事現場周辺の住民から本件工事の騒音や振動に関する苦情があったこともうかがわれない。総じて、本件工事は、法令等を遵守し、適切に行われたものと認められる。

これに対し、申請人は、申請人の自宅において騒音計を用いて行った騒音測定結果（甲2、3、9、14、15。枝番を含む。）を証拠として提出し、上記勧告基準を超える90dBに達する騒音が発生したと主張するが、測定に用いた騒音計については、有効期間内の検定証印等の貼付を欠く上に、測定条件も不明確であって、測定結果の正確性には疑問がある。加えて、上記

勧告基準は、騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値によるとされ、時間率騒音レベルの測定方法を採用しているところ、上記の申請人の測定結果には、基準値を上回る数値が見られるものの、基準値を下回る数値も多く存在していることから、瞬間的な最大値として基準値を超える騒音が発生していたことをうかがわせるにとどまり、時間率騒音レベルにおいて基準値を超過する騒音があったと認めるには足りない。

また、本件工事において最も騒音・振動が大きかったとみられる本件解体工事及び本件新築工事のうち基礎工事は令和5年2月21日までに終了しているところ、申請人が医療機関を受診して医師の診断を受けたのは同年5月13日に至ってであり、申請人の主張する騒音・振動と健康被害との発症機序は明らかではない。

イ 以上のとおり、本件に現れた一切の事情を勘案すると、本件工事からの騒音・振動は、本件工事現場から最も近い距離にある申請人の自宅においても、勧告基準を超え健康被害を生じさせる程度の騒音・振動として到達するものとはいえないことからすると、より距離の離れた周辺住居へも到達していないことは明らかであって、相当範囲にわたる被害を生じさせるものではない。したがって、本件裁定申請については、法2条及び環境基本法2条3項に定める「公害」に係る紛争や、法42条の12第1項、法42条の27第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の適法要件を欠くものとして、これ以上の審理は行わず、審問を経ないで却下の決定をするのが相当である。

#### 第4 結論

よって、申請人の本件裁定申請は、不適法な裁定の申請で、その欠陥を補正することができないものであるから、本件裁定申請中、責任裁定申請については法42条の13第1項の、原因裁定申請については法42条の33において

準用する法42条の13第1項の規定に基づき、これらをいずれも却下することとして、主文のとおり決定する。

令和6年2月27日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 永 野 厚 郎

裁定委員 上 家 和 子

裁定委員大橋洋一は、差支えにより署名押印することができない。

裁定委員長 永 野 厚 郎